

平成28年10月20日

モデル世帯の所得代替率

		備考
① 現役男子の平均的な標準報酬額	42.8 万円	平成25年度の実績見込み（賞与を含む、月額換算）
② 現役男子の手取り収入	34.8 万円	①×0.814（可処分所得割合）
③ 厚生年金の標準的な年金受給世帯の年金額	21.8 万円	報酬比例年金9.0万円+夫婦2人分の基礎年金12.8万円
④ 所得代替率（財政検証）	62.6 %	③÷②
⑤ 所得代替率（グロス）	50.9 %	③÷①
⑥ 高齢無職世帯の可処分所得割合	0.861	夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの無職世帯の家計収支（平成25年）の実収入21万4863円、可処分所得18万5006円を用いて算出。
⑦ 年金受給世帯の手取り収入	18.8 万円	③×⑥
⑧ 所得代替率（ネット）	53.9 %	⑦÷②

（注1）モデル世帯とは、40年間平均収入で厚生年金に加入していた夫と専業主婦の妻の世帯である。

（注2）③は現役男子の平均的な賃金で40年間働いた者の報酬比例年金と夫婦2人分の老齢基礎年金の和である。

（出典）①～③は、厚生労働省「第2-4-18図 給付水準の指標となる所得代替率」『平成26年財政検証結果レポート —「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し」（詳細版）—』2015.9.28, p.138 <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12500000-Nenkinkyoku/report2014_section2.pdf> に基づく。

⑥の算出に用いた数値は、総務省統計局「家計調査年報（家計収支編）平成25年（2013年） 家計の概況」p.35.

<<http://www.stat.go.jp/data/kakei/2013np/gaikyo/index.htm>> に基づく。

出典：長妻昭議員事務所の依頼により国会図書館作成

単身世帯の所得代替率

		備考
① 現役男子の平均的な標準報酬額	42.8 万円	平成25年度の実績見込み（賞与を含む、月額換算）
② 現役男子の手取り収入	34.8 万円	①×0.814（可処分所得割合）
③ 厚生年金の標準的な年金受給世帯の年金額	15.4 万円	報酬比例年金9.0万円+1人分の基礎年金6.4万円
④ 所得代替率（財政検証）	44.2 %	③÷②
⑤ 所得代替率（グロス）	36.0 %	③÷①
⑥ 高齢無職世帯の可処分所得割合	0.902	60歳以上の単身無職世帯の家計収支（平成25年）の実収入12万3308円、可処分所得11万1175円を用いて算出。
⑦ 年金受給世帯の手取り収入	13.9 万円	③×⑥
⑧ 所得代替率（ネット）	39.9 %	⑦÷②

（注）③は現役男子の平均的な賃金で40年間働いた者の報酬比例年金と老齢基礎年金の和である。
 （出典）①～③は、厚生労働省「第2-4-18図 給付水準の指標となる所得代替率」『平成26年財政検証結果レポート —「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し」（詳細版）—』2015.9.28, p.138 <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12500000-Nenkinkyoku/report2014_section2.pdf> に基づく。
 ⑥の算出に用いた数値は、総務省統計局「家計調査年報（家計収支編）平成25年（2013年） 家計の概況」p.34. <<http://www.stat.go.jp/data/kakei/2013np/gaikyo/index.htm>> に基づく。

出典：長妻昭議員事務所の依頼により国会図書館作成

$$34.8 \text{ 万円} / 2 = 17.4 \text{ 万円}$$

$$\frac{10.9}{17.4}$$

所得代替率の考え方について

$$\text{○ 所得代替率} = \frac{\text{標準的な世帯の年金収入}}{\text{現役男子の手取り収入（公租公課の額を控除したもの）}}$$

※ 平成 6 年改正において、年金額の改定に可処分所得スライドが導入され、所得代替率の分子が現役世代の可処分所得に応じて変動する状況となったことや、平成 12 年の改正により、総報酬制が導入されたことを踏まえ、平成 12 年の財政再計算時に、分母についても現役男子の可処分所得を用いて計算することとし、平成 16 年改正以降も指標として用いているものである。

第2-4-18 図 給付水準の指標となる所得代替率

所得代替率 = $\frac{\text{厚生年金の標準的な年金受給世帯の年金額} (*)}{\text{現役男子の平均手取り収入額 (ポータス込み)}}$

(*) 現役男子の平均的な賃金で40年間就業した者の報酬比例年金 + 夫婦2人分の老齢基礎年金

分子 → 賃金上昇率 (一 スライド調整率) により変動
分母 → 賃金上昇率 により変動

	備考
① 現役男子の平均的な標準報酬額	平成26年度の実績見込み(賞与を含む、月額換算) : 42.8 万円
② 現役男子の手取り収入	: 34.8 万円 (0.814 (0.814:可処分所得割合)) := ①×0.814
③ 厚生年金の標準的な年金受給世帯の年金額	: 21.8 万円
うち 報酬比例年金	: 9.0 万円 := ①×0.962×5.481/1000×40年 (0.962:再評価率)
うち 基礎年金(夫婦2人分)	: 12.8 万円
④ 所得代替率	: 62.7 % := ③÷②

指標に用いられる「厚生年金の標準的な年金受給世帯の年金額」は、現役男子の平均的な賃金で40年間働いた者の報酬比例年金と二人分の基礎年金の和と定義し、「所得代替率」は、現役男子の平均手取り収入額(ポータス込み)に対する厚生年金の標準的な年金受給世帯の年金額の比率と定義している。

年金スライドの所得代替率への影響

所得代替率は、計算式から明らかのように、分母が賃金(可処分所得)に応じて変動するため、分子も賃金(可処分所得)に応じて変動すれば、一定の水準を維持する一方、年金の改定率が分母の賃金(可処分所得)の伸びより小さくなれば、所得代替率は低下することとなる。

マクロ経済スライド終了後は、新規裁定年金については、本来の賃金(可処分所得)による改定となるため、所得代替率は一定の水準を維持することとなる。

一方、マクロ経済スライドの適用期間中は、新規裁定年金の改定率は賃金(可処分所得)上昇率からスライド調整率を控除したものとなるため、その分、所得代替率は低下することとなる。

なお、65歳到達以降の既裁定者については、物価上昇率による改定が行われるため、マクロ経済スライドの終了後においても、一般的に、賃金(可処分所得)上昇率よりも低い改定が行われ、現役世代(男子)の平均手取り収入(ポ

高齢無職世帯(世帯主が65歳以上)の家計収支

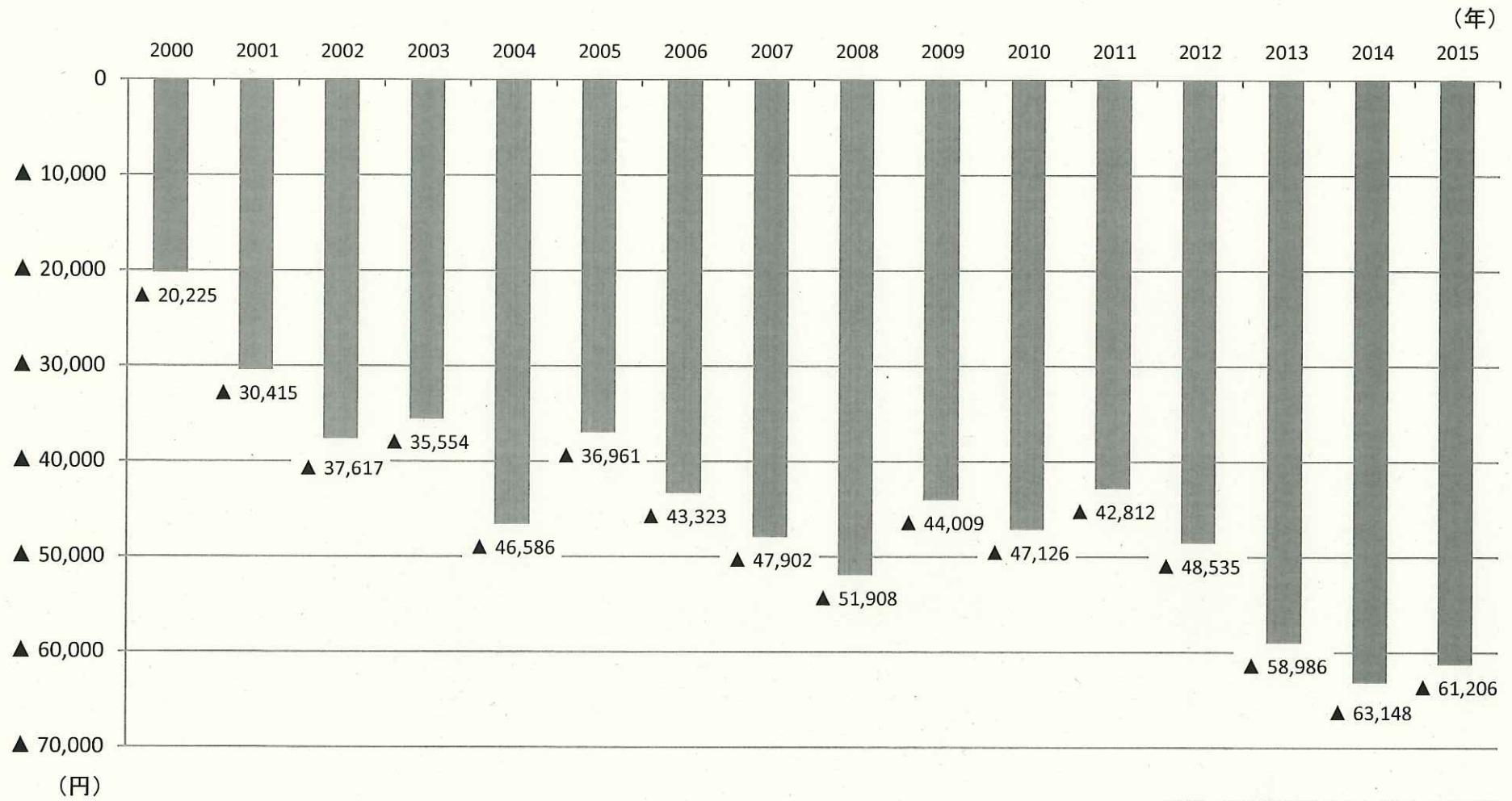
(1ヵ月)

	実収入	実支出	可処分所得	消費支出	黒字
2000年	245,470	265,695	222,943	243,168	▲ 20,225
2001	240,537	270,952	215,337	245,752	▲ 30,415
2002	235,040	272,658	210,201	247,818	▲ 37,617
2003	235,362	270,916	209,751	245,305	▲ 35,554
2004	226,012	272,598	201,040	247,626	▲ 46,586
2005	231,057	268,018	204,860	241,820	▲ 36,961
2006	229,108	272,431	198,946	242,269	▲ 43,323
2007	227,658	275,560	195,242	243,143	▲ 47,902
2008	226,976	278,883	195,188	247,096	▲ 51,908
2009	227,065	271,074	196,215	240,224	▲ 44,009
2010	224,537	271,663	194,218	241,344	▲ 47,126
2011	223,408	266,220	193,341	236,153	▲ 42,812
2012	221,503	270,039	191,331	239,866	▲ 48,535
2013	217,412	276,399	187,098	246,085	▲ 58,986
2014	209,163	272,311	179,086	242,234	▲ 63,148
2015	214,700	275,906	183,923	245,129	▲ 61,206

資料:家計調査(二人以上の世帯)(総務省)

月報

世帯主が65歳以上の無職世帯における黒字の推移(二人以上の世帯)



資料: 家計調査(二人以上の世帯)

平成28年 10月13日
総務省統計局消費統計課

世帯主が65歳以上の無職世帯における非消費支出等

	金額[円]				実収入に占める割合[%]			
	2012年	2013年	2014年	2015年	2012年	2013年	2014年	2015年
実収入	221,503	217,412	209,163	214,700	100.0	100.0	100.0	100.0
非消費支出	30,173	30,314	30,077	30,777	13.6	13.9	14.4	14.3
直接税	12,602	12,616	12,513	12,653	5.7	5.8	6.0	5.9
社会保険料	17,528	17,661	17,541	18,096	7.9	8.1	8.4	8.4
公的年金保険料	1,356	1,298	1,413	1,302	0.6	0.6	0.7	0.6
健康保険料	10,770	10,463	10,532	10,731	4.9	4.8	5.0	5.0
介護保険料	5,361	5,871	5,560	* 6,030	2.4	2.7	2.7	2.8
他の社会保険料	40	28	36	33	0.0	0.0	0.0	0.0
他の非消費支出	43	36	24	28	0.0	0.0	0.0	0.0
可処分所得	191,331	187,098	179,086	183,923	-	-	-	-
消費支出	239,866	246,085	242,234	245,129	-	-	-	-
黒字	▲ 48,535	▲ 58,986	▲ 63,148	▲ 61,206	-	-	-	-

家計調査（二人以上の世帯）

可処分所得＝実収入－非消費支出
黒字＝可処分所得－消費支出

諸外国における主な公的扶助制度・所得保障制度

アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	(参考) 日本
<p>【児童・妊婦のいる貧困家庭向け】 貧困家庭一時扶助 (Temporary Assistance for Needy Families: TANF)</p> <p>【高齢者・障害者向け】 補足的所得補償 (Supplement Security Income: SSI)</p> <p>【低所得者向け医療扶助】 メディケイド (Medicaid)</p> <p>【低所得世帯向け食糧支援事業 (専用カード支給)】 補足的栄養支援プログラム (Supplemental Nutrition Assistance Program: SNAP) (旧フードスタンプ)</p>	<p>【所得調査付き所得関連給付】 ユニバーサル・クレジット (Universal Credit) ※以下の所得関連給付と給付付き税額控除は、ユニバーサル・クレジットに統合される予定。</p> <p>所得補助 (Income Support) 求職者手当 (Jobseeker's Allowance) 雇用・生活補助手当 (Employment and Support Allowance) 住宅給付 (Housing Benefit)</p> <p>【給付付き税額控除】 児童税額控除 (Child Tax Credit) 就労税額控除 (Working Tax Credit)</p> <p>【高齢者向け最低保障年金】 年金クレジット (Pension Credit)</p>	<p>【公的扶助】 社会扶助 (Sozialhilfe) (社会法典第 12 編で規定) は、以下のとおり。</p> <p>生活扶助 高齢者・障害者基礎保障 医療扶助 障害者のための統合扶助 介護扶助 特別な社会的困難の際の扶助 その他の生活状況における扶助</p> <p>【就労可能な生活困窮者向け】 求職者基礎保障 (社会法典第 2 編で規定) は、以下のとおり。</p> <p>失業手当 II 社会手当 (Sozialgeld)</p>	<p>【最低所得保障手当 (社会ミニマム)】</p> <p>活動的連帯所得手当 (RSA) 特別連帯手当 (ASS) 一時待機手当 (ATA) 年金相当手当 (AER) (廃止 → 一時連帯手当 (ATS)) 高齢者連帯手当 (ASPA) 障害補足手当 (ASI) 成人障害者手当 (AAH)</p>	<p>【公的扶助】 生活保護制度</p> <p>扶助の種類は、以下のとおり。</p> <p>生活扶助 教育扶助 住宅扶助 医療扶助 (現物給付) 介護扶助 (現物給付) 出産扶助 生業扶助 葬祭扶助</p> <p>【求職者・生活困窮者向け】 職業訓練受講給付金 (求職者支援制度) …訓練中の生活支援金</p> <p>住居確保給付金 (生活困窮者自立支援制度) …家賃相当額</p>

(出典) 「諸外国の公的扶助制度—イギリス、ドイツ、フランス—」『調査と情報 —ISSUE BRIEF—』789号, 2013.5.

「第 9-11 表 公的扶助制度」『データブック国際労働比較 2016』労働政策研究・研修機構, pp.272-273.

厚生労働省大臣官房国際課海外情報室『海外情勢報告 2015 年』等

国会図書館作成資料

☆ 幼少期手当

老齢福祉年金の概要

1. 概要

国民年金制度は、昭和36年4月1日に発足したが、制度施行当時すでに高齢に達していた者については、国民年金を受け取るための受給資格期間が満たせないうえに年金の保障が受けられないうえに、これらの者に年金を保障するため、全額国庫負担による老齢福祉年金が設けられた。

2. 支給要件等

- ・ 福祉年金の発足した昭和34年11月1日において70歳を超えている者（明治22年11月1日以前に生まれた者）に同月より支給。
- ・ 国民年金の発足した昭和36年4月1日において50歳を超えていた者（明治22年11月2日から明治44年4月1日までに生まれた者）が70歳に達したときより支給。
- ・ 国民年金の発足した昭和36年4月1日において45歳を超えていた者（大正5年4月1日以前に生まれた者）であって、老齢年金等の受給資格は満たしていないものが、生年月日に応じて、国民年金の保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が、下記の期間を超えている場合、その者が70歳に達したときより支給。

生年月日	期間
明治45年4月1日以前	4年
明治45年4月2日から大正2年4月1日まで	5年
大正2年4月2日から大正3年4月1日まで	6年
大正3年4月2日から大正5年4月1日まで	7年

3. 所得による制限

冒座キレマシ

老齢福祉年金は、受給権者本人による保険料納付がなく、その給付が国庫負担により賄われているため、受給権者本人又は扶養義務者等の前年の所得が扶養親族等の数に応じて一定の額を超えるときは、8月～7月までの間支給停止となる。

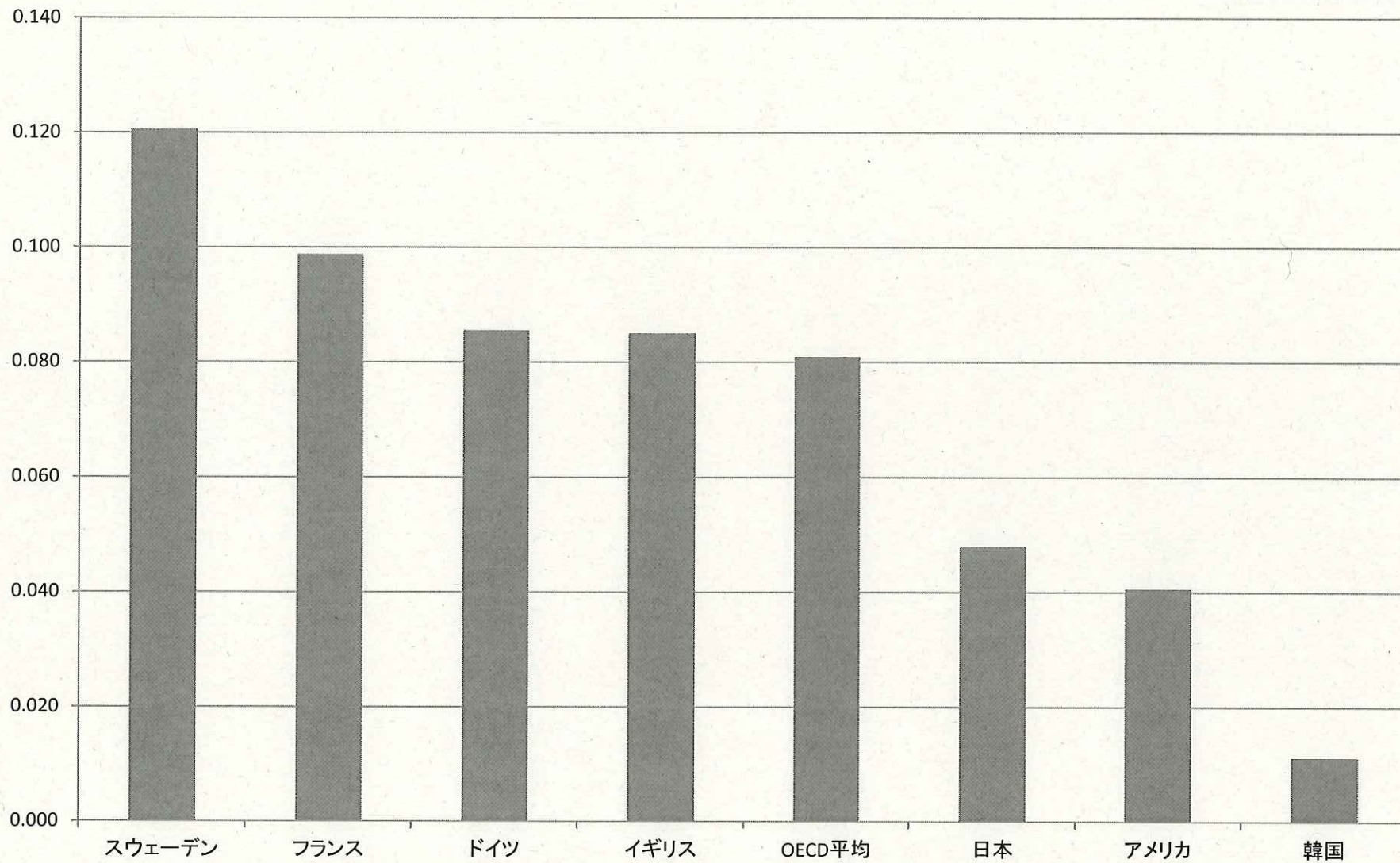
改訂人

4. 年金額

平成28年度 399,700円（月額33,308円）

社会保障による再分配効果

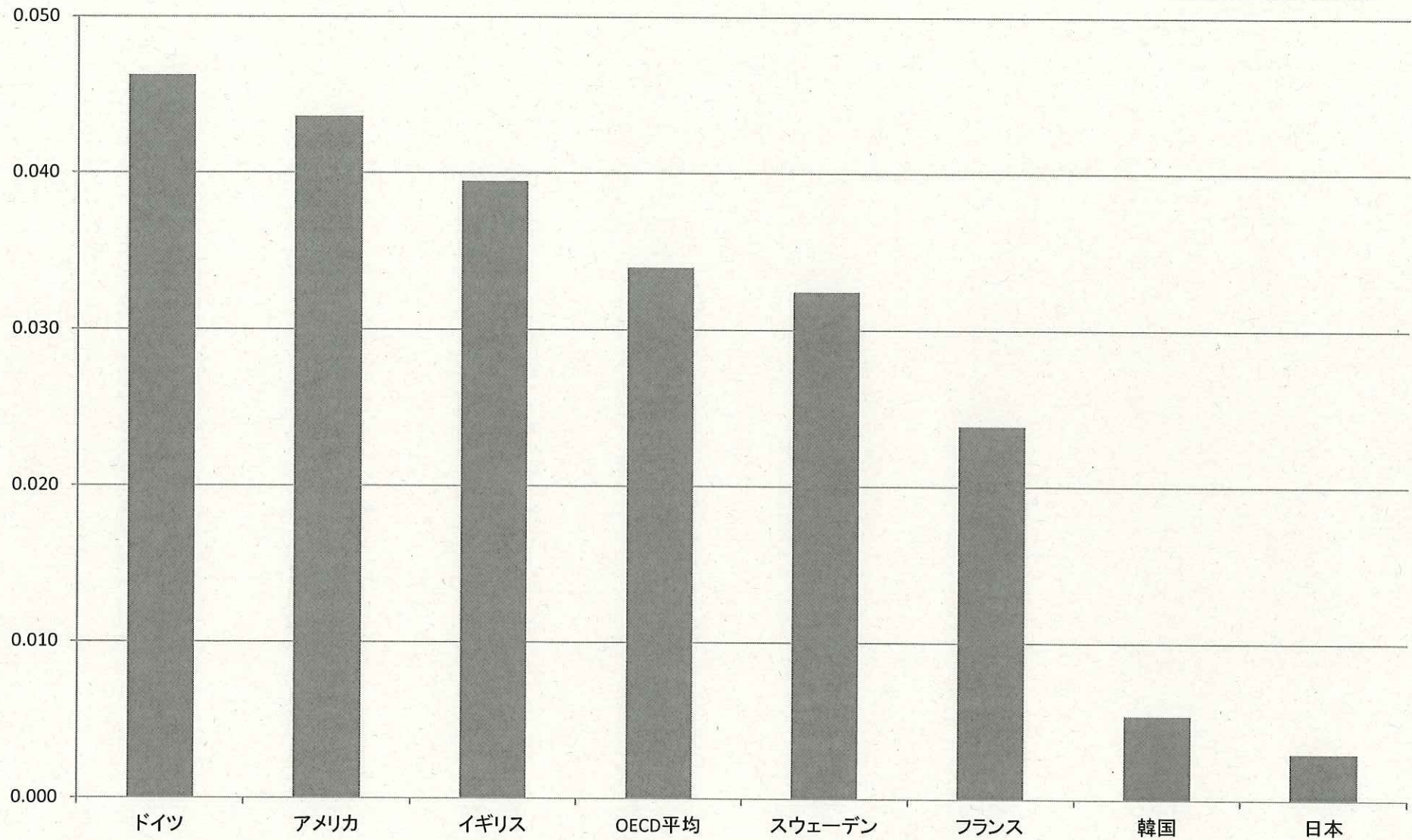
平成28年10月17日
財務省主税局調査課



(出所) OECD "Growing Unequal? Income Distribution and Poverty in OECD Countries" (2008年)

税による再分配効果

平成28年10月17日
財務省主税局調査課



(出所) OECD "Growing Unequal? Income Distribution and Poverty in OECD Countries" (2008年)

本来は厚生年金に加入すべきでありながら 加入していない可能性の高い業種

1 卸売・小売業

(コンビニエンスストア・ドラッグストア・スーパーなど)

2 製造業

3 その他のサービス業

(労働者派遣業、ビルメンテナンス業、警備業など)

※就業状況等に係る本人からの回答に基づき、厚生年金の適用の可能性のある者として機械的に推計したサンプル調査。厚生労働省年金局事業管理課調査室が実施。

※誤差率が5%以内に収まる業種